■主管権譲渡規程

第１条〔趣　旨〕

本規程は、「Ｂ３リーグ規約」第 33 条に基づき、ホームゲームの主管権の譲渡について定める。

第２条〔主管権の譲渡〕

⑴ Ｂ３クラブは、Ｂ３リーグの事前の承認を得て、ホームゲームの主管権を、協会に所属する都道府県バスケットボール協会および他のＢ３クラブに対し譲渡することができる。

⑵ 主管権譲渡の対象となった試合（以下「譲渡試合」という）の運営に関する一切の費用（協会納付金等を含む）は、主管権の譲渡を受けた都道府県バスケットボール協会が負担する。他のＢ３クラブが譲渡を受けた場合は、双方で話し合いの上、別途条件を定める。

⑶ Ｂ３クラブは、主管権を譲渡した場合においても、「Ｂ３リーグ規約」に定めるＢ３クラブの義務を免れるものではない。

第３条〔後援・協力〕

主管権の譲渡を受ける都道府県バスケットボール協会は、Ｂ３リーグの事前の承認を得た場合にかぎり、譲渡試合に対する地方公共団体、新聞社または放送会社の後援または協力を得ることができる。

第４条〔譲渡の手続き〕

主管権の譲渡は、次に定める手続きによるものとする。

① 主管権を譲渡しようとするＢ３クラブは、譲渡試合の属する大会の開幕日の３か月前までに、主管権を譲渡する都道府県バスケットボール協会との連名にて、Ｂ３リーグに対し所定の申請書（様式１）により申請する

② Ｂ３リーグは、申請を受理した後 14 日以内に、承認の可否を、申請元のＢ３クラブに通知する

第５条〔譲渡金および純益の配分〕

本規程に基づくＢ３の主管権の譲渡の対価は、金 50 万円/試合（税抜）以上とする。

第６条〔公衆送信権および送信可能化権〕

譲渡試合の公衆送信権および送信可能化権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信または送信可能化を行う権利を含む）は、すべてＢ３リーグに帰属する。

第７条〔試合の運営〕

譲渡試合の運営については、「Ｂ３リーグ規約」および各「試合実施要項」の定めるところによる。

第８条〔改　正〕

本規定の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第９条〔施　行〕

本規程は、平成 28 年 9 月 8 日から施行する。

〔制　定〕

平成28年9月8日

〔改　定〕

令和元年 8 月29日